

国際課税委員会（第74回）の概要

文責 森信茂樹

2014年1月31日、第74回国際課税委員会を開催し、経団連阿部部長からBEPSの議論についてお話しをいただき、議論を行いました。

OECDで議論されている、BEPS（税源侵食と利益移転）プロジェクトへのわが国経済界の対応ということで、冒頭阿部部長から次のようなプレゼンがありました。

- ・ BEPS行動13の「多国籍企業から税務当局への報告義務の強化」について。報告義務の内容としては、多国籍企業の全体像（グループ取引の全体像）が分かるような情報、具体的には各国における利益、納税額、経済活動、租税回避スキーム等について、国際的基準を策定するということである。これについて、経団連としては以下のようなコメントを考えている。

- ・ BEPSは一部企業の行き過ぎた行動が問題であるが、わが国企業の多くはそのような行動には無縁であり、過度な事務負担増につながるような報告義務等の規制の強化には反対。

- ・ すべての企業の過大な追加情報の提供を求める前に、対象企業を限定するような何らかの方策（Gateway Test）を設けるべきだ。

- ・ 例えば、税務当局との対話プロセスを経たリスク評価の結果として、追加情報の必要性を判断するようなことが合理的ではないか。

- ・ 国別報告を含む追加情報については、提出するとしても、報告義務者、報告先、報告内容を限定的なものにすべきである。

- ・ 国別報告が避けられないとした場合でも、多国籍企業の親会社がか国所在国の当局に報告書を提出する、そのうえで多国籍企業の子会社所在当局が当該多国籍企業の国別情報を必要とする場合には、租税条約に基づく情報交換協定によって情報の共有を図るべきである。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。